

## 建設事業主等に対する助成金のご案内

### 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

本事業は、建設業における労働者の育成及び技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、ならびに能力の開発及び向上に資するため、建設事業主、建設事業主団体に対して、必要な助成を行うものである。

**経費助成は1日1時間以上、賃金助成は1日3時間以上特別教育（表2）技能講習（表3）の講習を受講し、助成（表1）を受けるためには、受講後、2カ月以内の申請が必要となります。**

**表1 経費・賃金助成表**

		経費助成 (受講料・テキスト代) 《 》は生産性要件を満たした場合の増額分		賃金助成 (1日あたり)	
中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、経費、賃金の一部を助成		20人以下の中小建設業の場合		75%	8,550円 (9,405円)
		21人以上の 中小建設業	受講者が35歳未満	70%	7,600円 (8,360円)
			受講者が35歳以上	45%	
中小以外の建設業の場合、支給対象は女性建設労働者のみ *経費助成のみの支給となります。				60%	( ) 建設キャリアアップシステム 技能者情報登録者 10%UP

**表2 特別教育〔労働安全衛生規則 第36条〕**

講 習 名	学 科 (時間)	実 技 (時間)
第1号 自由研削といし	4	2
第9号 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用・掘削用）の運転	7	6
第10号 ローラーの運転特別教育	6	4
第26号 第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	5.5	0
第37号 石綿使用建築物等解体等業務特別教育	4.5	0
第39号 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育	6	0
第41号 フルハーネス型安全带使用作業特別教育	4.5	1.5

**表3 技能講習〔労働安全衛生法第76条別表 第18〕**

講 習 名	学 科 (時間)	実 技 (時間)
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	18.5・4	0
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	14・4	0
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	14・4	0
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	12・6・4	0
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	14・4	0
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	14・9.5・4	0
23 石綿作業主任者技能講習	11	0
31 車両系建設機械（整地・運搬・積込用、掘削用）運転技能講習	14・10	6
32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習	4	3
34 不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	12・8	5
35 高所作業車（10m以上）運転技能講習	12・9・7	7
36 玉掛け技能講習	12・9	6

**※ 3時間未満の講習については、経費助成のみ 支給申請できます。**

◆ **助成金支給の対象** 次のいずれにも該当する中小建設事業主（※1）

- 1) 受講者は雇用保険被保険者であること。  
【一人親方、同居の親族のみを使用して建設事業を行っているものは支給対象となりません。】
- 2) 建設の事業としての雇用保険料率が **12.5/1,000（4～9月） 16.5/1,000（10～3月）** の適用がされていることが必要。  
（※1 中小建設事業主・・・ 資本金若しくは出資総額3億円以下又は常用労働者数300人以下の建設事業主をいいます。）

◆ **助成金の 支給要件** 次のいずれにも該当すること。

- ・ 経費助成・賃金助成 共通 所定受講時間内に受講させ、所定労働時間労働した時の**通常の賃金額以上の賃金**を支払った場合。  
時間外は**所定の割増賃金を支払った場合。**  
休日に受講させた場合は、振替休日を与えるか、**所定の割増賃金を支払った場合。**
- ・ 経費助成 1日の実習時間が1時間以上であること。**事業主負担で受講させること。**
- ・ 賃金助成 「経費助成」の要件を満たす実習を1日3時間以上所定受講時間内に受講させたこと。

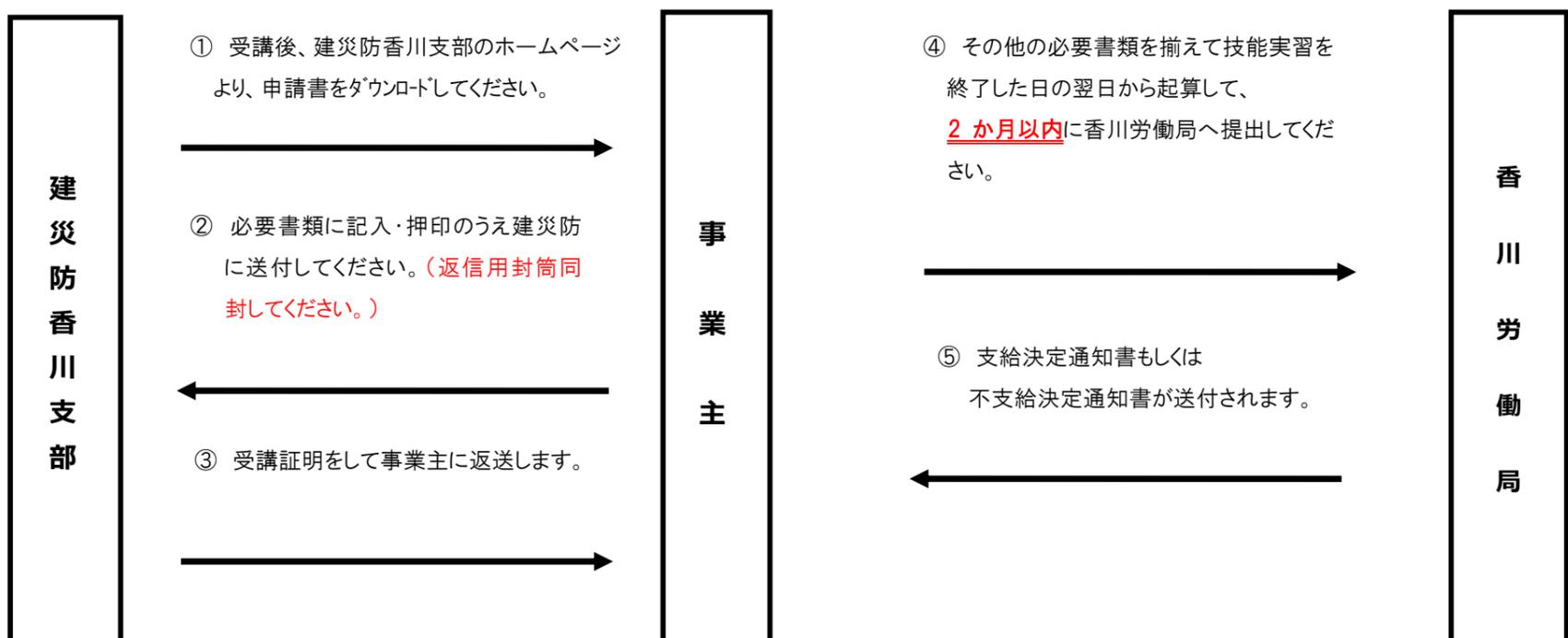
◆ **賃金の支払いが必要です**

- ・ 業務命令により労働者に訓練等を受講させることは、労働者を労働に従事させたこととなり、労働の対価として、賃金の支払いが必要となります。本助成金の申請にあたり、**賃金台帳等により賃金の支払いが確認できない場合は助成を行うことができませんので、ご注意ください。**

◆ **助成金の 不支給要件** 次のいずれかに該当する事業主は助成金の支給ができません。

- (1)不正受給(※2)をしてから5年以内に申請をした事業主等  
または、申請後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主等  
〔※2 不正受給とは、偽りその他の不正行為により本来受けることのできない給付金を受け、または、受けようとするをいいます。〕
- (2)支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料を滞納している事業主等
- (3)過去1年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主等
- (4)風俗営業等関係事業主等
- (5)暴力団関係事業主等
- (6)事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合
- (7)支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主等
- (8)助成金の不正支給が発覚した場合の公表について同意していない事業主等

◆ **申請方法**



## 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請チェックリスト

（※技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に申請してください。）

★印の書類は建災防香川支部へ送付（返信用封筒同封）してください。受講証明をして返送しますので、他の書類と一緒に香川労働局へ提出してください。

### ●申請書類

1	<input type="checkbox"/>	★人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費・賃金助成））支給申請書 【建技様式第3号】	コピー送付
2	<input type="checkbox"/>	★受講者名簿及び人材開発支援助成金 支給申請内訳書 【建技様式第3号 別紙1】	原本送付
3	<input type="checkbox"/>	支給要件確認申立書 【共通要領 様式第1号・別紙】	
*	<input type="checkbox"/>	支払方法・受取人住所届 *初回申請のみ必要 初回 ・ 変更希望 ・ 登録あり	

### ●添付書類

4	<input type="checkbox"/>	労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）〈 労働保険番号全て 〉	
5	<input type="checkbox"/>	中小建設事業主又は建設事業主であることを確認できる書類 （例：建設業許可番号が記載された書類、定款、登記事項証明書（写）、資本及び労働者数を記載した書類、事業内容を記載した書類等）	
6	<input type="checkbox"/>	就業規則（写）、雇用契約書（写）、休日カレンダー等 受講者の所定労働日・時間がわかる書類（写）	
7	<input type="checkbox"/>	賃金台帳（写）〈 訓練日が含まれる賃金対象月分 〉	
8	<input type="checkbox"/>	出勤簿（写）、タイムカード（写）等の訓練期間中の出席状況を確認するための書類 〈 上記賃金台帳対応分 〉	
9	<input type="checkbox"/>	時間外手当、割増賃金等支払い証明書 兼 休日（出勤扱・振替）証明書【建技様式第3号別紙4】	
10	<input type="checkbox"/>	各所要費用の領収書（写）	
11	<input type="checkbox"/>	実施日ごとの科目時間数がわかるカリキュラム	
12	<input type="checkbox"/>	技能実習を登録教習機関等に委託して実施した場合は、★技能実習委託契約書（建技別様式第3号）（写） 若しくは受講申込書（訓練名称・期間・委託費・受講料等が明記されたもの）（写）	委託契約書 は原本2枚 送付

### ●その他労働局長が必要と認めるもの

13	<input type="checkbox"/>	修了証（写）〈 受講した事実のわかる修了証・証明書・カード等 〉	
----	--------------------------	----------------------------------	--

### ●以下に該当する場合のみ必要な書類

14	<input type="checkbox"/>	賃金助成の場合で建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合には、建設キャリアアップシステムから出力される技能者情報に係る書面、建設キャリアアップカードの写し等、登録を証する書面または、登録申請書の写し等、申請中であることを証する書面など	
15	<input type="checkbox"/>	技能実習の開始日時点で企業全体の雇用する雇用保険被保険者数が20人以下かつ、技能実習を実施した事業所以外に雇用保険適用事業所を有する場合には事業所確認票 【建技様式第3号別紙3】	

### ★生産性要件について（詳細についてはお問合せください）

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた建設事業主に対しては助成額を増額します。訓練開始日が属する会計年度の前年度と、その3年度後の会計年度の実績を比較し6%以上伸びている場合。

☆ご相談・申請は、香川労働局へお願いします。

	管轄区域	住 所	電話番号
香川労働局 職業対策課 <b>助成金センター</b>	香川県下全域	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 北館 3 階	087-811-8929

☆ 経費助成のみの申請についても貸金台帳などにより、貸金の支払いを確認します。

☆ 受講後 2 ヶ月以内に支給請求申請の手続きをしてください。

☆ 助成金の申請書類は建災防香川支部のホームページをご覧ください。

☆ 申請書類の様式が電子データで必要な方はご連絡ください。

## 建設業労働災害防止協会香川支部

<https://kensaibou-kagawa.jp>( 建災防香川で検索してください )

〒760-0026 高松市磨屋町 6 番地 4 香川県建設会館 3 階

電話 (087) 821-5243 FAX (087) 821-5229

( 2022 年 4 月 )